

施設等貸与規程

(2019年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人C2C Global Education Japan（以下「本法人」という。）が所有する施設・設備・備品（以下「施設等」という。）を、地域の教育、学術、文化の発展に寄与するために本法人以外の団体に貸与する場合に必要な事項を定める。

(貸与)

第2条 施設等の貸与は、本法人の教育研究活動及びクラブ活動等に支障がなく、次の各号の一に該当する場合に許可するものとする。

- (1) 教育的、学術的、文化的価値の高い行事（教育関係機関が主催する行事）
- (2) 公共性の高い行事（官公庁又はこれに準ずる公共的機関が主催する行事）
- (3) 官公庁又はこれに準ずる公共的機関が主催する国家試験又は資格試験等
- (4) 近隣自治会が主催する行事
- (5) その他、本法人が認めた行事

2 前項各号に該当する行事であっても、営利を目的とするもの、又は政治・宗教・思想等に偏すると判断される場合は利用を許可しない。

(貸与時間)

第3条 施設等の貸与時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。ただし、本法人が認めた場合は、この限りではない。

(貸与手続)

第4条 施設等の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、本法人所定の「施設利用許可申請書」（以下「申請書」という。）を利用予定日の2週間前までに法人本部総務部（以下「事務局」という。）へ提出し、許可を受けなければならない。

2 申請書の受付は、原則として利用日の3か月前からとする。

(許可)

第5条 本法人が利用を許可する場合、事務局は別に定める「施設利用許可書」（以下「許可書」という。）を申請者へ交付する。ただし、許可書交付後に、本法人の業務遂行上、やむを得ない事情が生じた場合は、利用許可の日時・場所を変更することがある。

(利用料金)

第6条 施設等の利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、許可書を受領するとともに別に定める利用料を本法人に納入しなければならない。

2 すでに納入された利用料は返還しない。ただし、利用者の責によらない理由によって利用することができなくなった場合は、この限りではない。

(許可の取消し)

第7条 利用者が次の各号の一に該当するときは、許可を取り消し、又は中止させることができる。

- (1) 利用者が、その権利を移譲、又は転貸したとき。
- (2) 施設等を破損する恐れがあるとき。

- (3) 本法人の秩序、学風を害する恐れがあるとき。
 - (4) 申請書に偽りがあったとき。
 - (5) 本法人の指示に従わないとき。
 - (6) 利用許可にあたって付与した条件に違反したとき。
- 2 大規模自然災害、重篤な感染症等の拡大、その他重大な事件又は事故など、やむをえない事情が生じた場合は、利用許可の取消しをすることがある。

(取消し料金)

第8条 利用者が施設の自己の都合により施設の使用を取り消す場合は、次の取消料を本法人が指定する方法で納入しなければならない。

- (1) 利用日当日 利用料の100%
- (2) 利用日から起算して30日以内 利用料の30%

(補充・修理費の負担)

第9条 利用者は、施設等の利用に際して、施設等を破損、紛失したときは、補充、修理に要する損害額を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第10条 利用者は施設等の利用に際して、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可した目的以外に使用しないこと。
- (2) 使用を許可された施設等を他の者に転貸しないこと。
- (3) 防火・防災上の安全管理に努めること。
- (4) 所定の場所以外で飲食・喫煙をしないこと。
- (5) 本法人の許可なく物品の販売、又は寄付募集行為を行わないこと。
- (6) 本法人の許可なく設備・備品を使用及び移動しないこと。
- (7) 本法人の許可なく特殊な設備をしないこと。
- (8) 利用後は、施設等を原状回復すること。
- (9) 必要に応じて整理員を配置し、秩序と安全の保持に努めること。
- (10) その他、本法人の指示する事項。

(免責)

第11条 施設等の利用中における盗難、事故、又は紛失等について、本法人はその責を負わない。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。